

## 【各種加算等自己点検シート】

※令和4年4月～今年度現在(指導月の前々月)の期間における介護給付費算定に係る体制状況及び各種加算の算定実績について、○印を記入してください。

### 【病院】

区分	1 病院療養型(Ⅰ)    2 病院療養型(Ⅱ)    3 病院療養型(Ⅲ) 4 ユニット型病院療養型(Ⅰ)    5 ユニット型病院療養型(Ⅱ)    6 ユニット型病院療養型(Ⅲ) 7 経過のユニット型病院療養型(Ⅰ)    8 経過のユニット型病院療養型(Ⅱ) 9 経過のユニット型病院療養型(Ⅲ) 10 病院経過型    11 ユニット型病院経過型	
	1 療養機能強化型A	2 療養機能強化型B
短期入所療養介護(病院)	夜間勤務条件基準減算	1 なし 2 あり
	定員超過利用減算	1 なし 2 あり
	人員基準欠如減算	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員
	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
	療養環境基準	1 基準型 2 減算型
	医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用
	夜間勤務等看護加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	1 なし 2 あり
	緊急短期入所受入加算	1 なし 2 あり
	若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
	送迎加算	1 対応不可 2 対応可
	療養食加算	1 なし 2 あり
	認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
	特定診療費	1 なし 2 あり
	サービス提供体制強化加算	1 なし
		2 加算Ⅰ(下記のいずれの体制かを選択) ・ 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の80以上 ・ 介護職員の総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合が100分の35以上
		3 加算Ⅱ
		4 加算Ⅲ(下記のいずれの体制かを選択) ・ 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の50以上 ・ 看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分の75以上 ・ 介護を直接提供する職員の総数のうち勤続7年以上の者の割合が100分の30以上
	介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
	介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
介護職員等ペースアップ等支援加算	1 なし 2 あり	

※介護予防サービスを含む

## 【各種加算等自己点検シート】

※令和4年4月～今年度現在(指導月の前々月)の期間における介護給付費算定に係る体制状況及び各種加算の算定実績について、○印を記入してください。

### 【診療所】

区分	1 診療所型(Ⅰ)    2 診療所型(Ⅱ)    3 診療所型(Ⅲ)    4 ユニット型診療所型(Ⅰ) 5 ユニット型診療所型(Ⅱ)    6 ユニット型診療所型(Ⅲ)    7 経過的单位型診療所型(Ⅰ) 8 経過的单位型診療所型(Ⅱ)    9 経過的单位型診療所型(Ⅲ)									
	1 療養機能強化型A			2 療養機能強化型B						
短期入所療養介護 (診療所)	ユニットケア体制	1 対応不可		2 対応可						
	設備基準	1 基準型		2 減算型						
	食堂を有しない場合の減算	1 なし		2 あり						
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	1 なし		2 あり						
	若年性認知症利用者受入加算	1 なし		2 あり						
	認知症専門ケア加算	1 なし		2 加算Ⅰ		3 加算Ⅱ				

※介護予防サービスを含む

### 【認知症疾患療養病棟】

区分	1 認知症疾患型    2 ユニット型認知症疾患型    3 認知症経過型					
	1 I型	2 II型	3 III型	4 IV型	5 V型	
短期入所療養介護 (老人性認知症疾患療養病棟)	人員基準欠如減算	1 なし		2 医師	3 看護職員	4 介護職員
	ユニットケア体制	1 対応不可		2 対応可		

※介護予防サービスを含む

### 【共通】

短期入所療養介護 (診療所) (老人性認知症疾患療養病棟) 共通	定員超過利用減算	1 なし		2 あり			
	緊急短期入所受入加算	1 なし		2 あり			
	送迎加算	1 対応不可		2 対応可			
	療養食加算	1 なし		2 あり			
	特定診療費	1 なし		2 あり			
	サービス提供体制強化加算	1 なし					
		2 加算Ⅰ(下記のいずれの体制かを選択) ・介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の80以上 ・介護職員の総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合が100分の35以上					
		3 加算Ⅱ					
	介護職員処遇改善加算	4 加算Ⅲ(下記のいずれの体制かを選択) ・介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の50以上 ・看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分の75以上 ・介護を直接提供する職員の総数のうち勤続7年以上の者の割合が100分の30以上					
		1 なし		2 加算Ⅰ		3 加算Ⅱ	
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし		2 加算Ⅰ		3 加算Ⅱ		